

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1. 8. 2	R1. 10. 1	水道局の浄水場管理業務委託をめぐる談合問題に関して、 1 公取委の立ち入り検査後に、総務局などの調査特別チームが調査報告書をまとめる際に実施した水道局職員、元職員らに対する聞き取り調査の記録と資料（総務局保有分） 2 入札情報漏えいをした元職を含む職員に対する調査についての記録と資料（総務局保有分）	-			1											(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため (第7条第6号) 今後の事情聴取等における正確な事実の把握を困難にするおそれ及び調査の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため	コンプライアンス推進部 コンプライアンス推進課
2	R1. 9. 18	R1. 10. 2	・「汚職等非行防止ガイドブック」（令和元年7月改正） ・「汚職等非行防止の手引（管理監督者向け）」（令和元年7月改正） ・「職員の非行等に係る対応指針」（平成29年7月改正）	252	1														コンプライアンス推進部 コンプライアンス推進課
3	R1. 8. 9	R1. 10. 3	・「第1回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」に関わる公文書 第一回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 次第 第一回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 配布資料 ・「第2回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」に関わる公文書 第二回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 次第 第二回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 資料 ・「第3回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」に関わる公文書 第三回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 次第 第三回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 資料 ・「第4回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」に関わる公文書 第四回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 次第 第四回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 資料	223		1												(第7条第5号) 都及び関係団体の内部又は相互間における検討に関する情報であり、公にすることにより率直な意見交換及び適正な意思決定が損なわれるおそれがあるため	行政部 区政課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
			<ul style="list-style-type: none"> 「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会第7回部会」に関わる公文書 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第7回部会 次第 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第7回部会 配布資料 「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会第8回部会」に関わる公文書 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第8回部会 次第 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第8回部会 配布資料 「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会第9回部会」に関わる公文書 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第9回部会 次第 																
4	R1.9.20	R1.10.3	コンプライアンス推進部の職員に係る令和元年版東京都職員名簿原稿（令和元年9月6日時点）	1	1													コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課	
5	R1.9.25	R1.10.3	<ul style="list-style-type: none"> 総務省消防庁宛FAX送付状 令和元年台風第15号に係る対応について（第52報） 令和元年台風第15号に係る対応について（別紙_島しょ被害情報） 	4	1													総合防災部防災対策課	
6	R1.9.25	R1.10.3	令和元年台風第15号の人的被害と建物被害の情報について稲城市消防本部と島嶼の町村の消防本部から連絡を受けた文書	-			1										区市町村の被害状況については各区市町村の防災担当から情報収集を行っているため、稲城市消防本部及び島嶼の町村消防本部から情報収集を実施しておらず、文書が存在しないため。	総合防災部防災対策課	
7	R1.10.1	R1.10.3	令和元年度中浦保安林緊急改良良工事工事総括書、種別内訳書、代価明細表、経費計算書	31	1													八丈支庁産業課	
8	R1.9.19	R1.10.8	<ul style="list-style-type: none"> 職員の懲戒処分について（平成26年5月28日付） 職員の懲戒処分等について（平成26年9月9日付） 職員の懲戒処分等について（平成26年11月21日付） 職員の懲戒処分等について（平成27年2月12日付） 職員の懲戒処分等について（平成27年5月28日付） 職員の懲戒処分等について（平成27年11月25日付） 職員の懲戒処分等について（平成28年5月24日付） 職員の懲戒処分等について（平成28年9月20日付） 職員の懲戒処分等について（平成28年11月30日付） 職員の懲戒処分等について（平成29年2月10日付） 職員の懲戒処分等について（平成29年3月23日付） 職員の懲戒処分等について（平成30年3月26日付） 職員の懲戒処分等について（平成30年5月25日付） 	33	1													人事部人事課	
9	R1.9.19	R1.10.8	<ul style="list-style-type: none"> 職員の懲戒処分等について（平成29年3月30日付） 職員の懲戒処分等について（平成30年2月15日付） 	3	1					1								（第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため	人事部人事課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
10	R1. 9. 26	R1. 10. 9	東京地方裁判所平成31年4月11日判決（平成29年度固定資産税の差押請求事件）に係る判決書 ただし、次の情報を除く。 1 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 2 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及びこれらを特定できる情報 3 納税者通知番号	14	1															総務部法務課	
11	R1. 9. 26	R1. 10. 10	大都市法規事務連絡協議会（昭和57年～平成31年の保存文書：議題と回答・論点の解説書）で、道路公害と道路整備・都市計画の事例を質疑応答する文書	-				1												平成30年度及び平成31年度のものについては、本件請求に係る質疑応答に関するものではなく、本件請求に係る文書は作成及び取得していない。 平成29年度以前の公文書については、既に廃棄済みであるため、本件請求に係る公文書の取得及び作成の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	総務部文書課
12	R1. 9. 26	R1. 10. 10	大都市法規事務連絡協議会（昭和57年～平成31年の保存文書：議題と回答・論点の解説書）で、道路公害と道路整備・都市計画の事例を質疑応答する文書 東京都庁総務局法務課と川崎市役所総務企画局法制課と特別区人事・厚生事務組合法務部が、神奈川県川崎市・東京都23区で（国・都・世田谷区の道路で）以下の判例を分析・意見交換した議事録。 ①②③の判例で原告住民対応を相談する文書 自治体の協議内容を被告国に連絡する文書 ①川崎公害裁判（昭和57年3/18提訴～平成6年1/25一次判決 平成10年8/5二次～四次判決～平成11年5月20日国・首都高和解） ②東京大気汚染訴訟（平成8年5/31提訴～平成14年10/29一審判決～平成19年8月8日国・公団・都和解） ③下北沢都市計画道路事業認可差止・取消訴訟（平成18年8/7提訴～平成28年4/1同意）	-				1												大都市法規事務連絡協議会に係る公文書のうち、平成25年度から平成31年度までのものについては、本件請求内容に係る質疑応答に関するものではなく、本件請求に係る公文書は、取得及び作成していない。 また、平成24年度以前の大都市法規事務連絡協議会に係る公文書については、既に廃棄済みであるため、本件請求に係る公文書の取得及び作成の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。 ①から③までについては、総務局総務部法務課、川崎市総務企画局法制課及び特別区人事・厚生事務組合法務部の間で、請求書記載の判例について意見交換や相談を行ったことはなく、またその協議内容についても国に対して連絡したことはないため、実施機関では当該公文書を作成しておらず、存在しない。	総務部法務課
13	R1. 9. 26	R1. 10. 10	大都市法規事務連絡協議会で、広域連絡網の車排ガス大気汚染公害裁判例と特定地域の道路都市計画行政訴訟の事例を参考に、道路責任の課題を討論する文書 被告国・公団道路と関連自治体道路の設置・管理の連帯責任を協議する文書 国家賠償法2条の公の管造物の道路と民法719条の損害賠償責任を参照し、道路車排ガス汚染と沿道住民の健康被害を考察し、加害者意識が説明される文書。 建設（道路）・運輸（車排ガス汚染）の両面の交通事情と喘息等被害との因果関係を相談する文書 大気汚染防止法・公害対策基本法・公害防止条例と自動車NOx・PM 法と公害健康被害補償法・条例を参照し、道路公害判例を研究する文書 都市計画法・道路法と環境影響評価法・条例と行政事件訴訟法を参考にする文書。	-				1												平成30年度及び平成31年度のものについては、本件請求に係る質疑応答に関するものではなく、本件請求に係る文書は作成及び取得していない。 平成29年度以前の公文書については、既に廃棄済みであるため、本件請求に係る公文書の取得及び作成の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。 総務局総務部法務課、川崎市総務企画局法制課及び特別区人事・厚生事務組合法務部の間で、請求書記載の判例について意見交換や相談を行ったことはなく、またその協議内容についても国に対して連絡したことはないため、実施機関では当該公文書を作成しておらず、存在しない。	総務部法務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
14	R1.10.1	R1.10.15	都庁総務局のチンピラ警備員が昼休憩中の〇〇に不必要な(連絡通路の)通行自粛命令を行い、これに厳重な抗議を行った当該〇〇に対して逆切れ対応を行ってトラブルにした挙句に、当該〇〇の個人情報を勝手に使用して前記トラブルの捏造被害届を警察署に提出するという総務局総務部総務課警備担当スタッフの極悪違法行為(刑法第172条、東京都個人情報の保護に関する条例第10条等違反)の正当性を検証できる全ての公文書(規程・手引きなど)	-					1	1								(第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが権利利益を侵害するものであるため	総務部総務課
15	R1.10.1	R1.10.15	都庁総務局のチンピラ警備員が昼休憩中の〇〇に不必要な(庁舎間連絡通路の)通行自粛命令を行い、これに厳重な抗議を行った当該〇〇に対して逆切れ対応を行ってトラブルにした挙句に、当該〇〇の個人情報を勝手に使用して前記トラブルの捏造被害届を警察署に提出するという総務局総務部総務課警備担当スタッフの極悪違法行為(刑法第172条、東京都個人情報の保護に関する条例第10条等違反)について、総務局総務部総務課警備担当が当該〇〇からの照会を無視し続けるという地方公務員法第30条等違反の違法怠慢対応を行っていることの正当性を検証できる全ての公文書(規程・手引きなど)	-					1	1								(第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが権利利益を侵害するものであるため	総務部総務課
16	R1.10.1	R1.10.15	〇〇の悪徳管理職が〇〇の非違行為として〇〇したトラブル事案について、〇〇された〇〇が当該〇〇行為についてコンプライアンス推進部に公益通報を行った上で証拠資料付きの「〇〇」を提出し、前記トラブル事案の被害者であることを説明したにもかかわらず、何の反証・説明もなしに被害者である当該職員に対して違法かつ不当な〇〇(〇〇)を行った総務局人事部の〇〇行為の正当性を検証できる全ての公文書(規程・手引きなど)						1									(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるものであるため	人事部人事課
17	R1.10.1	R1.10.15	総務局人事部が担当部署である公文書開示請求案件(〇〇に対する違法な〇〇の根拠規定が請求対象)において、総務局人事部が決定通知書の発送を遅延させるという条例違反の行為を行い、当該〇〇からの発送遅延に係るメールの照会を無視するという地方公務員法第30条等違反の違法対応を行い続けていることの正当性を検証できる全ての公文書(規程・手引きなど)						1									(第7条第2号) 特定の個人を識別することができるものであるため	人事部人事課
18	R1.10.7	R1.10.15	・道路改修工事(八一大賀郷の7) 工事設計書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書	98	1														八丈支庁土木課
19	R1.9.20	R1.10.16	(1) 会議等議事要旨記録票(局長レク) (2) 令和元年8月21日付説明資料(局長レク) (3) 会議等議事要旨記録票(次長レク) (4) 令和元年8月21日付説明資料(次長レク) (5) 会議等議事要旨記録票(副知事レク) (6) 令和元年9月4日付説明資料「各種行事の開催に伴う都庁舎の警備強化について」(副知事レク) (7) 令和元年9月4日付説明資料(副知事レク) (8) 令和元年9月13日付31総総第1350号「各種行事等開催に伴う都庁舎の警備強化について(通知)」	34	1							1	1	1				(第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (第7条第4号) ・印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため ・庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (第7条第6号) 庁内管理事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	総務部総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
30	R1. 10. 10	R1. 10. 24	31総ココ第344号の「汚職等非行防止の手引<管理監督者向け>令和元年7月コンプライアンス推進部：参考規程等ー5公益通報の処理に関する要綱第8条第5項の遅滞なく通知するものとは、どれほどの意味等か分かるもの求める。又、正当な事由欠いた場合でも「遅滞なく」が永遠の期日使えるのか分かるもの求める。	-				1										実施機関では、公益通報の受理・不受理に係る結果の通知に要する日数や期日を定めた文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	コンプライアンス推進部 コンプライアンス推進課
31	R1. 10. 21	R1. 10. 29	職員の懲戒処分について（平成29年2月10日付）	3	1														人事部 人事課
32	R1. 9. 13	R1. 10. 29	ア 令和元年9月11日付 令和元年台風15号に伴う対応について（第11報14時00分現在） イ 令和元年9月11日付 令和元年台風15号に伴う対応について（第15報18時00分現在） ウ 令和元年9月12日付 令和元年台風15号に伴う対応について（第16報12時00分現在） エ 令和元年9月12日付 令和元年台風15号に伴う対応について（第19報16時00分現在） オ 令和元年9月13日付 令和元年台風15号に伴う対応について（第21報12時00分現在） カ 令和元年9月13日付 令和元年台風15号に伴う対応について（第23報16時00分現在）	17	1														総合防災部 防災管理課
33	R1. 9. 13	R1. 10. 29	1 災害救助法の適用について（東京都）（2019年9月10日火曜日18時48分メール） 2 被害写真の送付：災害救助法の適用について（東京都）（2019年9月10日火曜日19時59分メール） 3 【追加確認依頼】災害救助法の適用について（東京都）（2019年9月12日木曜日10時12分メール） 4 【追加確認依頼】災害救助法の適用について（東京都）（2019年9月12日木曜日19時24分メール）	8		1					1						1	（第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため （第7条第6号） 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総合防災部 防災管理課
34	R1. 9. 13	R1. 10. 29	台風15号の東京都島嶼部の被害について、小西ひろゆき参議院議員が内閣府に災害救助法の適用の必要性を確認したところ、「都は現時点では不要との見解」「東京都から問い合わせを受けている」と、2日間で違う対応を受けたことに関連し、 ①台風15号の接近と災害発生可能性、災害の発生、対応策の策定から実施、災害救助法に関する検討に至る、すべての時系列における東京都が行った意思決定とそのプロセスが分かる一切の書面および図面ならびに電磁的記録。	-				1										台風15号への対応は、令和元年10月29日付31総防管第1836号「開示決定通知書」にて開示した公文書の確認をもって判断しており、実施機関では他に意思決定に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	総合防災部 防災管理課
35	R1. 6. 14	R1. 10. 31	・期日経過記録 ・口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状 ・平成18年10月3日_訴訟資料の調査について（照会） ・平成18年10月16日_訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）の選任について ・平成18年11月14日_訴状の供覧等について ・平成19年1月25日_準備書面（1）等の提出について ・平成19年4月19日_代理権消滅の通知等の提出について ・平成19年4月20日_準備書面（2）の提出について ・平成19年5月18日_訴訟資料の調査について（照会） ・平成19年6月19日_準備書面（3）の提出について	4276		1					1	1	1					（第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため （第7条第3号及び第4号） 会社の社印又は代表者印の印影が開示されると、これらを用いて文書の偽造等が行われることなどにより、当該会社の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため。 （第7条第4号） 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務部 法務課

